

日バス協技第318号
平成30年11月7日

各都道府県バス協会会長 殿

公益社団法人日本バス協会
会 長 三 澤 憲 一

バス運転者の意識消失による事故の発生を踏まえた健康管理の再徹底について

平素より当協会の業務運営に種々ご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、国土交通省自動車局安全政策課長より、「バス運転者の意識消失による事故の発生を踏まえた健康管理の再徹底について（平成30年11月2日付け国自安第125号）」の通達が別添のとおりありました。

つきましては、「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル（平成22年策定、平成26年改訂）」等により、運転者毎の状況に応じた健康管理を適切に行うよう、貴協会の傘下会員に対し、周知徹底をお願いします。

担当：技術安全部 山川、横山
電話：03-3216-4015





国自安第125号
平成30年11月2日

公益社団法人日本バス協会長 殿

国土交通省
自動車局安全政策課長



バス運転者の意識消失による事故の発生を踏まえた健康管理の再徹底について

10月28日、神奈川県横浜市の国道を走行中のバスの運転者が意識を失ったことにより高架橋の立柱及び乗用車に衝突し、乗客が死傷する事故が発生しました。また、11月1日にも、千葉県成田市の県道を走行中のバスの運転者が心筋梗塞のため意識を失ったことにより信号機などに衝突する事故が発生し、運転者が死亡しました。

これらの事故の原因については調査中ですが、事業用自動車の運転者の意識消失による事故については、本年6月にも同種の事故が発生したことを踏まえ、「健康起因事故の防止に向けた健康管理の実施について」（平成30年6月8日付、国自安第35号）により、健康起因事故防止のための取組を徹底するようお願いしたところです。

今般、このような事故により乗客及び運転者が死傷するという事態が生じたことを踏まえ、各団体におかれましては、この機会に改めて傘下会員に対し、「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」（平成22年策定、平成26年改訂）等による運転者に対する健康管理を、運転者毎の状況に応じて適切に行っていただけるよう周知徹底をお願いします。

